

情報処理関係設備等の整備に係る補助申請について

(一般的な留意事項)

補助申請に当たっては、各補助金の補助制度について補助要件等を熟知した上で行うこと。

特に、補助金事務担当者においては、申請しようとする整備事業の内容を十分に把握するとともに、申請する事業経費に補助対象外経費（別紙参照）が含まれていないか等の検討を十分に行った上で、申請すること。

補助対象事業は当該年度内に完了し、かつ、当該年度内に対価の支出がなされる必要があること。

補助事業に係る契約、支出等については、各補助金の交付要綱、学校法人の会計処理規程等に従い適切に行うこと。

(学内 LAN の整備について)

学内 LAN の整備計画の立案に当たっては、補助金制度上の耐用年数が 9 年とされていることから、キャンパスの再開発計画との関連等を含め、将来の長期的な運用計画を検討した上で申請すること。

(ジョイント・サテライト事業について)

装置等の整備後、衛星通信ネットワークを活用した教育研究が円滑に行われるよう、申請の段階において、教育研究の内容について十分に検討しておくこと。

(情報処理関係設備の整備について)

近年、情報処理関係設備に係る技術革新が著しく、短期間で性能が古いものとなる傾向にあることや、パソコンの補助制度上の耐用年数が 6 年とされていることから、パソコン等の整備については、将来の運用計画を十分に検討した上で申請すること。

(私立大学等経常費補助金（特別補助 - 情報化推進特別経費）について)

大学、短期大学等の複数の部門において共用されるものに係る補助申請については各部門ごとに申請すること。

補助対象外経費

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金

(1) 学内 LAN の整備

：運送費，保守管理料，消耗品費，ソフトウェアの整備に係る経費等

(2) ジョイント・サテライト事業

：運送費，保守管理料，通信回線使用料，無線局免許申請費，電波利用料，消耗品費，ソフトウェアの整備に係る経費等

但し，保守管理料，通信回線使用料，無線局免許申請費，電波利用料等については，私立大学等経常費補助金（特別補助 - 情報化推進特別経費（教育学術情報ネットワーク））において補助。

私立大学等研究設備整備費等補助金

情報処理関係設備の整備

：保守管理料，運送費，据付工事費，調整費，消耗品費，ソフトウェアの整備に係る経費等

私立大学等経常費補助金（特別補助 - 情報化推進特別経費）

情報処理関係設備（借入）

：保守管理料，運送費，据付工事費，調整費，消耗品費，ソフトウェアの整備に係る経費等

教育学術情報ネットワークデータベース

：ネットワーク及びデータベースの構築に伴う設備費及びその借上料，教育学術情報データベースの開発費，データベース利用料（商用のもの）等

教育研究用ソフトウェア

：データベースの導入に係る経費，ソフトウェアの開発に係る経費，あらかじめインストールされており価格がパソコン等と一体となっているソフトウェアに係る経費，ソフトウェアのインストールに係る経費，運送費，消耗品費等

教育学術情報データベース等の開発

：データベース等の本稼働以後に係る経費（運用，維持管理，更新に要する経費），データベース等の開発に使用する端末機等の設備の購入費，レンタル・リース料，保守管理料等

共通した対象外経費

：未完成，募集停止，欠格等の学部・学科に係る経費